平成２８年（フ）第１４号
石川県小松市今江町５丁目721番地、従前の住所石川県小松市上本折町274番地１　信開セルーラ105
債務者　古橋　　学（旧姓藤嶋）
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第７号
長野県伊那市荒井3655番地10
債務者　高橋みゆき（旧姓関）
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第９９２号
京都市伏見区深草坊町９番地４　クリア稲荷105、前住所京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町887番地　シベール藤城103
債務者　田中　　梓（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
京都市西京区川島調子町68番地の９
債務者　磯間　幹子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１－６棟612号
債務者　齊木　　修
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
京都市右京区西京極河原町35番地１　ネバーランド西京極303号、前住所京都市右京区太秦安井松本町14番地14
債務者　齊藤紗和子（旧姓山添）
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
京都市左京区岩倉南四ノ坪町60番地
債務者　木村　好徳
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
京都市伏見区淀下津町11番地　ルナソーレ淀102、前住所京都府木津川市山城町平尾上垣内48番地10
債務者　笹田　幸生
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
京都市伏見区深草小久保町238番地　松葉マンション101
債務者　風林　光広
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地17―101、前住所京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地７―806
債務者　田山　稔子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目７番９号　コスモスコート101、前住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目41番７号　南塚口ハイツ101号
債務者　里　　竜馬
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０号
広島県呉市西中央３丁目13―１　レジデンス西中央207号室、住民票上の住所広島県呉市晴海町17番１―503号
債務者　越知　太一
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１３号
広島県呉市焼山中央１丁目25番26号
債務者　胡子　悠子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第４号
佐賀県唐津市浜玉町横田下18―２　高虹パークホームズ201、住民票上の住所佐賀県唐津市呼子町小川島236番地
債務者　前川　嘉史
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第９３号
熊本市中央区水前寺３丁目28番６号　水前寺アパート101号室、前住所熊本市中央区帯山１丁目４番20号
債務者　中村　良宏
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９９号
熊本市中央区島崎１丁目16番20号　レオパレスＣＩＭＡ306号室、前住所熊本市中央区新町４丁目１番８号　マリオンパレス87　602号室
債務者　村山堅太郎
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係